

第 1 5 9 7 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和2年10月8日
自	14時00分
至	15時50分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開会－

－公 開－

(議決事項)

第18号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の制定について(総務課)

_____以上原案のとおり議決

(承認事項)

第6号 令和3年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)について(総務課)

_____以上原案のとおり承認

(報告事項)

第45号 島根県教育委員会委員の任命同意について(総務課)

第46号 「しまね教育の日」について(総務課)

第47号 障がい者雇用の状況について(総務課)

第48号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について(学校企画課)

第49号 令和3年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者選考試験の実施(出願状況)について(学校企画課)

第50号 県立学校における日本語指導が必要な生徒等の受入れについて(教育指導課)

_____以上原案のとおり了承

－非公開－

(協議事項)

第8号 学校の教職員に対する給与(勤勉手当及び昇給)に反映しうる人事評価制度(案)について(学校企画課)

_____以上資料により協議

(報告事項)

第51号 令和2年秋の叙勲内示について(総務課)

第52号 令和2年度教育者表彰(文部科学大臣表彰)について(総務課)

_____以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
佐藤教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
福間参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
錦織総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、協議第8号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
塚田子ども安全支援室長	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
小村保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
飯塚総務課企画員	全議題

新田教育長 開会宣言 14時00分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	6 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	真田委員	

—公 開—

議決第 18 号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の制定について（総務課）

○錦織総務課長 1 の 1 ページを御覧いただきたい。

1 制定理由に記載している条例案については、8 月 21 日の教育委員会会議において、法令の提案に係る事前の報告をさせていただいている。先日閉会した県議会 9 月定例会において、これについては議決をいただいた。本日お諮りするのとは、この条例において規則で定めることとしていた、支給対象となる区域及び、支給対象となる作業内容、手当額の具体を記載した規則についてである。

1 の 3 ページに規則案を載せている。規則第 2 条の見出し（防疫作業等従事手当）と記載してあるとおり、この規則で支給が可能となるのは、特殊勤務手当のうち、防疫作業等従事手当となる。

1 の 1 ページ、2 規則の概要について御説明する。支給要件である。支給手当は支給対象となる区域において、支給対象となる作業内容を行った時に支給されるものである。区域と作業内容の両方の要件を満たす必要がある。支給対象となる区域は、条例では、学校若しくは寄宿舍を規定しており、規則において、第 2 条、資料の記載にあるとおり（1）から（4）までを規定している。（1）学校教育活動を実施する施設としては、水産練習船、社会教育施設などを想定している。（3）寄宿舍以外の宿泊施設としては、県外生の健康観察を行うために、学校が用意するホテルなど寄宿舍以外の宿泊施設を想定しているところである。なお、この規則の中の（2）に、患者等と書いてある。この患者等というのは、患者のほか、濃厚接触者、あるいは新型コロナウイルス感染症に係る検査を受ける必要があると医師が判断した者を含むとして、結果が陰性の場合を除くが、運用方針で規定していく。支給対象となる作業内容としては、規則第 3 条（1）から（4）、ここまでを規定している。このうち、（1）患者等に接して行う救急措置、付添い又は移送においては、例えば、生徒が学校に登校した後に、その御家族に感染が認められたという場合は、お子様が濃厚接触者と認定される場合、そのお子さんの付添いをする、そういったことを想定している。あるいは、寄宿舍生が濃厚接触者であると判明した場合、検査の結果が陽性であれば入院することになるが、陰性の場合には 14 日間の経過観察が求められる。その際の教員の付添いなどを想定している。（2）

(3) 患者等が使用した物件の処理とか、患者等が使用した机、椅子その他の物件の消毒と書いてあるが、これらについては、先ほど挙げた寄宿舍生が感染した場合、寄宿舍生が出したごみの処理、また使用した机、椅子の消毒作業などが想定されるところである。

1の2ページを御覧いただきたい。手当額は、規則第4条において、作業区分に応じて、4,000円を越えない範囲内で設定しているが、これはいずれも、先んじて、条例制定を行っている知事部局、警察と同じ額で設定している。具体的に説明すると(1)患者等に接して行う作業3,000円を原則としつつ、患者等の身体に直接接触する作業、又は、長時間にわたり、接して行う作業は4,000円とする。長時間というのは、これも知事部局、警察と同じく、国の方針において1時間以上を規定とする予定である。(2)患者等が使用した物件の処理については3,000円とし、(3)の物件の消毒については740円を原則として、教育委員会が認める作業については3,000円が支給できるように、これも先ほどと同様、知事部局、警察と同じ作業をした場合、同じ手当額が設定されている。施行日については、本日の会議で議決になれば、公布の日から施行し、令和2年2月1日に遡って適用したいと思っている。これも知事部局、警察と同じである。給与関係の規則について、制定するにあたり、あらかじめ人事委員会と協議することとなっている。当該規則についても、先般開かれた人事委員会で議決を受け、規則制定に同意をいただいていることを、申し添える。

———原案のとおり議決

承認第6号 令和3年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）

○錦織総務課長 2の1ページを御覧いただきたい。これは教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等に係る主に行政職員を対象とした令和3年度定期異動人事方針について、教育長が10月1日に臨時代理を行なったものであり、報告をし、承認を求めるものである。

2の2ページを御覧いただきたい。方針の前文のところになる。ここは知事部局においてもこの人事異動方針を示している。基本的に、文章や表現は踏襲しており、知事の思いを反映しているところである。教育委員会においても、職員に求める資質、能力等については同様ということで、文章、表現は踏襲しているものである。その中でも、3段落目、

新型コロナウイルス感染症の影響に関する部分、記述が新たに加えられており、ここは昨年度と違う点である。国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染症対策及び地域経済の回復など、事態の収集に向けて、全力で取り組む必要があると考えている。

2の3ページ、I. 全般的事項、1. 総括事項がある。①人事異動の基本的考え方については、能力、実績、意識姿勢に応じた任用を徹底することとし、適材適所の異動を行うことである。昨年と変わらない。②年度中途の人事異動について、これを2段落目、新型コロナウイルス対策として、任命権者を超えた職員応援を求められる場合は、年度中途であっても必要な人事異動を実施するとしている。これが新たに加えられたところである。

2. 異動の基準である。①同一所属の勤務年数等について、3年を基本としているが、3年を超える人事配置も柔軟に行う。これも昨年度と同様に記載している。

2の4ページ、3. 重点事項の①女性職員の登用について。これも昨年と変わらない制度である。②ここが教育委員会独自の記述文であり、これは平成30年度方針から盛り込んでいるところである。表現は変わっていない。

2の6ページを御覧いただきたい。II. 個別的事項である。これは各職階の異動の考え方を示している。このうち4. 非役付き職員、②遠隔地への異動について。本県が抱える様々な行政課題を解決していくために、広く県土を理解することが必要不可欠であること。また、職員が地域の一員として、県内各圏域の現状や課題を把握し、政策に反映する必要があることから、一部の職種を除き、企画員級、概ね40歳になるぐらいであるが、この職に就くまでに、生活拠点から遠隔地へ異動することを設けている。以上が人事異動の概略である。今後この方針を踏まえ、各職員から自己申告書を提出いただき、ヒアリング等を経て、異動案を作成することとなっている。予定では、3月の人事異動の内示案を改めて教育委員会会議にお諮りする予定としている。

○新田教育長 事務局職員、県立学校の事務職員の人事異動方針ということで、10月1日付で、臨時代理をしている。

———原案のとおり承認

報告第45号 島根県教育委員会委員の任命同意について（総務課）

○錦織総務課長 3の1ページを御覧いただきたい。島根県教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、知事から県議会へ

提案され、県議会の同意が得られた。

3の2ページの表を御覧いただきたい。浦野委員、出雲委員におかれては、平成28年10月15日から教育委員をお努めいただいているが、4年間の任期が、来週14日で満了することとなる。お2人の後任の人事案件として、10月2日の県議会9月定例会で、知事から提案され、同日に県議会で同意が得られた。

浦野委員の後任として河上史子さん。出雲委員の後任として、朋澤公香さん。このお2人について、同意が得られたものである。

3の3ページを御覧いただきたい。まずは、出雲委員の後任となられる朋澤公香さんの略歴を載せている。朋澤さんは鹿足郡吉賀町在住であり、社会福祉法人吉賀町双葉保育所の所長をしておられる。現在は、吉賀町の社会教育委員や益田地区の社会教育委員連絡協議会の評議員、また島根県保育協議会の副会長、そして島根県総合開発審議会委員もお務めいただいている。

3の4ページ、浦野委員の後任となられる河上史子さんについての略歴である。河上さんは、現在、NPO法人出雲フィンランド協会の事務局長をお務めである。その他出雲市多儀地区の主任児童委員もお務めになっておられる。これまで出雲市の教育政策審議会の委員や、同じく出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議多文化共生部会の委員、また出雲採択地区教科用図書採択協議会委員もお務めになった。現在も出雲市男女共同参画推進委員をお務めである。御紹介させていただいたこのお2人の任期は、令和2年の10月15日から4年間であり、16日に辞令交付をいただく予定になっている。

――原案のとおり了承

報告第46号 「しまね教育の日」について（総務課）

○錦織総務課長 4ページを御覧いただきたい。「しまね教育の日を定める条例」により、11月1日を「しまね教育の日」と定め、続く7日までを「しまね教育ウイーク」としている。この前後に現在様々な教育活動が開催されている。昨年度は教育研究大会、県民向けの文化祭や講演会などが開催されたところである。今年のしまね教育の日に関する取組については、新型コロナウイルス感染症の状況に考慮して、例年実施しているフォーラムの実施に代えて、島根県の教育施策について紹介する動画を制作することとなっている。現在、制作中である。制作した動画については、しまね教育ウイークの期間中に、しまねっこチャンネルなど、県のホームページ等へ掲載した上で、多くの方に

御覧いただけるように周知していく。委員の皆様にも是非御覧いただくようお願いする。なお、例年、同時期に開催している教育功労者及び教育優良団体表彰式、並びに優れた教育活動表彰式については、新型コロナウイルス感染症の対策を十分に取ったうえで、現在 11 月 4 日水曜日に開催を予定している。

○新田教育長 今年度は例年と対応を変えた形で今計画しているところである。

○浦野委員 昨年、フォーラムに出席して、子どもたちの発表がすごくよかったのを鮮明に覚えているが、今年は子どもたちの参加という点では、どの様な計画をなされているか。この状況下なので厳しいと思うが、教えていただければと思う。

○錦織総務課長 集まってのフォーラムというものができなくなっている状況にある。ただ、市町村単位での取組というものは様々あるようには聞いているので、学習発表会、あるいは公民館で実施される文化祭等については、来場者の制限等をした上で実施されるケースは多いと聞いている。今回も、我々が考えている動画の作成については、まだ全体像がはっきり決まったわけではないが、ICT を活用した事業などを撮影して、皆さんに御紹介するというのは決まっているところで、先般も担当者がそれに伴い、邑南町へ取材をしたと聞いている。これから中を詰めていきたいと思っている。いずれにしてもお子さんたちがどのように取り組んでいるかというのが見えるような形で、取組を画像にして御紹介できればいいと思っている。

○池田委員 その動画は、どれぐらいの時間のものか。

○錦織総務課長 この段階では、どのぐらいの時間か分からないが、いわゆるホームページにアップということに加えて、取材に御協力いただいた学校等はこの動画の配布等を考えているところである。掲載期間については、年度内の掲載を考えている。可能な限り掲載したいとは思っているので、決まったら御連絡したいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第 47 号 障がい者雇用の状況について（総務課）

○錦織総務課長 5 ページを御覧いただきたい。1 経緯にあるように、障がい者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づいて、国及び地方公共団体の任命権者に、障がい者の雇用が義務付けられている。障がい者雇用率については、知事部局、病院局、教育委員会の任命権者ごとに数値を、先般、国へ報告したところである。昨年度までは、3 つまとめてホームページなどへ公表することにしてしたが、法律の改正があったことに伴

い、今年度から任命権者ごとに公表することとなった。

2 教育委員会における障がい者雇用率の状況を御覧いただきたい。令和2年6月分ということで報告した数値である。一番右のいわゆる法定雇用率が2.4%に対して、実雇用率が2.35%で、法定雇用率を下回っている結果となった。不足数として2.5人である。教育委員会では平成28年度以降、昨年度までは法定雇用率を上回るという形で推移していたが、この表の欄外に主な変動理由として書いているが、算定の基礎となる職員数について、昨年度の報告以降に新たに国から示された。これにより、前年まで含めなくてよいとされていた常勤講師や非常勤講師などを算定の基礎となる職員数に含めることになり、いわゆる分母の数が増えたということである。前年比の表でいうと、算定の基礎となる職員数の増減が876.5人の増。このあたりが影響して、最終的に法定雇用率に届かなかったという結果になっている。今後については、3にあるように、障がい者を対象とした公立学校教育職員の採用試験、公立学校事務職員の採用試験の実施、会計年度任用職員の募集も検討している。また4今後の取組等の一番下であるが、他部局と連携して、障がいのある職員に担ってもらふ職務の選定や創出、作業の集約化などを引き続き検討していきたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第48号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について（学校企画課）

○木原学校企画課長 6の1ページを御覧いただきたい。今年度時実施した教員採用試験の最終結果について報告する。試験であるが、2次試験を8月16日から23日で実施した。今回の新型コロナウイルスの影響が心配されたが、試験自体は大きな問題なく実施することができている。ただ7月に実施した1次試験の受験者の中に、新型コロナウイルスの影響で受験ができなかった方があったので、追加試験を9月13日に実施している。これにより、当初の最終結果発表を9月18日としていたが、日程を変更して、一昨日、10月6日に発表を行っている。その状況がこのページにまとめたものである。校種別に見ていただくと、小学校は採用予定130人程度に対して、受験者が300人。名簿登載者は136人で、昨年よりも8人多い名簿登載となった。倍率は、2.2倍、昨年は2.4倍であった。中学校は、採用予定は65人程度に対して、受験者が286名、名簿登載者は65人で、昨年より4人多くなっている。倍率は、4.4倍で、昨年は4.7倍であった。高等学

校であるが、採用予定 40 人程度に対して、受験者が 303 人。名簿登載は 38 人で、こちらは昨年より 9 人少なくなっている。倍率が 8.0 倍、昨年は 6.0 倍であった。特別支援学校は採用予定 25 人程度に対して、受験者が 60 人。名簿登載は 24 人で、昨年よりも 1 人多くなっている。倍率が 2.5 倍で、こちらは昨年、非常に低くなって 1.7 倍であった。養護教諭は採用予定 17 人程度に対して受験者が 71 人、名簿登載者が 19 人で、昨年よりも 2 人多くなっている。倍率は、3.7 倍、昨年 4.0 倍であった。栄養教諭は採用予定 1 人程度に対して、受験者が 22 人。名簿登載は 2 人で昨年より 1 人多くなっている。倍率は 11.0 倍で、昨年は 16.0 倍であった。障がいのある方を対象とした選考であるが、3 人程度の採用予定に対して、3 人の受験があったが、名簿登載者はなかった。合計人数であるが、採用予定 281 人程度に対して、受験者の総数が 1,042 人。昨年よりも 45 人増えている。名簿登載者は 284 人。全体で、昨年と比べて 7 人増えている。この 284 人という数は、直近で一番多かった平成 4 年の 340 名に次ぐ、平成 5 年以降では最多となる名簿登載者数である。倍率が 3.7 倍で、昨年度、こちらは過去最低の倍率であった 3.6 倍が昨年度であったが、それを若干上回った。

6 の 2 ページを御覧いただきたい。この結果のうち、島根独自の特色ある採用結果についてまとめている。名簿登載の人数については、それぞれ若干の増減があるが、ほぼ例年並みのレベルの人数の名簿登載を行っている。この中で、⑤の現職教諭への特例による採用であるが、27 人の名簿登載をしている。こちらも昨年と同数ということで、ここ数年 30 人前後の人数が維持されている。UターンやIターンを希望する経験のある人材を確保することができている。今年度の新たな取組として行ったのが、⑧過去に国公立学校で正規教諭等として働いていらっしゃった方への特例採用である。こちらには 7 人の受験があり、2 人を名簿登載した。このように教員としての経験のある中堅の年代の人材を確保できるということは、年齢構成の平準化にも繋がるということもあるので、今後も積極的に取り組みたいと考えている。全体として振り返ると、小・中学校養護教諭、栄養教諭については、昨年度と比較して若干倍率が低下したが、これは名簿登載人数を昨年度より増やしたということが要因だろうと考えている。このように名簿登載者が増加しているが、その合格レベルは例年並みの水準が維持できていると考えている。また今年度は、出願者の確保に向けて様々な取組を行なった。その 1 つが、1 次試験大阪会場の実施であった。大阪会場での受験者は 94 人であり、そのうち、名簿登載にまで至った方は、全採用分を合計して 17 人あった。今年度初めての実施ということであったが、出願者の確保とともに

に、新たな人材の確保に繋がる結果が出たと考えている。もう1つ新しい取組として、出願手続きをインターネットを活用した電子申請に変更している。これによって、出願する方の負担軽減と事務作業の効率化に大きな効果があったと考えている。また今回は新型コロナウイルスへの対応ということで、様々な連絡などが必要であったが、電子メールなど効率的な連絡を取ることで、有効に活用ができたと考えている。来年度の採用に向けても、優秀な人材の確保に向けて、更に工夫の改善を進めたいと考えている。○真田委員 名簿登載者の発表というのはいつ行われたのか。

○木原学校企画課長 先程の追加試験のことがあったので、10月6日に、ホームページの公表それから受験者への結果通知を行っている。

○浦野委員 名簿登載者が今回過去最多であったとおっしゃたが、若い先生が増えていると思うので、これからの研修や支える体制などをしっかりしていただいて、若い先生たちが、今持っている情熱を維持して職務を続けていけるように支えていただきたいと思う。

○木原学校企画課長 委員の御意見のように人数が増え、若い方の採用が今回、例年に比べて割合が少し多くなっているというような状況が出ている。こういう経験のない方も、新しいフレッシュな人材として我々歓迎、学校としてもありがたいことであるが、同時に学校の現場の課題が非常に複雑になってきているので、そういった課題に十分対応できるように、研修やオンラインの体制を十分整備して、若い先生方が力を発揮できるような環境を作っていきたい。今年度は特に採用前の研修ということで、特に新卒で教員になる方について、採用前に研修を行って、学校で働く心構えなど教育に対する考え方を勉強していただくような機会を設けたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第49号 令和3年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の実施（出願状況）について（学校企画課）

○木原学校企画課長 7ページを御覧いただきたい。今年度実施する県立学校での実習助手の採用試験について出願の状況などを御報告する。まず採用予定人員であるが、採用区分を一般、工業、水産それぞれ若干名という予定にしている。併せて、障がいのある方を対象とした試験も実施する。出願期間は、既に締め切っているが、9月18日から9月30日であった。3選考試験は、試験日を10月17日、会場は松江工業高校で行う。

試験はそれぞれの区分別に筆記試験、面接、実技の内容の試験を行う。このうち試験内容で、従来からいくつか変更した点があるので、その点を触れておく。

一般の区分であるが、従来実施していた一般教養試験を改めて、論文試験として実施をする。またパソコン実技については、これまで内容はワード・表計算という内容で行っていたが、今年度は表計算とプレゼンテーションの作成という内容に変更している。

実技としてもう1つ、総合実技というのがあるが、これは従来、理科実験の内容で課していたが、今回総合実技に改めたところである。こちらは実験の準備・片付けや ICT 機器の準備・操作などに関する内容の実技というものを考えている。工業、水産については、従来実施していた一般教養試験を取りやめて、専門教養試験のみの筆記試験としている。パソコンの実技については、一般区分と同様の変更にする。さらに工業の専門実技については、従来、電気・機械・建築の3分野の実技内容全てを受験していただいていたが、今年度は、3つの分野から、いずれか1つを選択して受験していただくというような変更を行っている。こうした試験内容の変更の理由であるが、一般の実習助手の職務については、すでに多くの県立学校で、従来の理科や家庭科の実験実習だけではなく、地域課題解決型学習の実習を伴う学習活動で教員の補助に当たってきている。またあらゆる実験実習において、ICT 機器を使用する機会が増えているので、このような場面に臨機応変に対応できる人材を確保したいという考えである。工業、水産の実施状況についても、新しい学習指導要領の実施に向けて、より実践的な専門性が求められているというところを考慮した。併せて新型コロナウイルスへの対応として、試験時間の短縮ということも考慮して変更を行っている。出願状況については4にあるように、合わせて44名の出願があった。内訳は一般の区分に31名、工業の区分に11名、水産の区分に2名という内訳になっている。障がいのある方を対象とした選考には一般区分に4名の出願があった。同様の試験を2年前に実施したが、それと比較して受験者率は増えている。試験の実施については、新型コロナ感染症の対応を万全に取りながら、実施したいと考えている。

○真田委員 コロナに感染されたということも教員採用試験の時にあったと思うが、予備日を設けるとか、そういうお考えはあるか。

○木原学校企画課長 教員採用試験には、追加試験ということ準備していたが、今回は現在の感染状況や、この後の日程なども考え、追加試験ということはない。

○出雲委員 出願状況で44名の方が出願されているということであるが、年齢的には、

どれぐらいの方々か、分かれば教えてほしい。

○木原学校企画課長 特に専門科の方は年齢の高い方や、20代30代の方、それから40代の方もいらっしゃるような状況である。特に特定の年代に集中しているというよりも、どちらかと幅広く受験いただいているというところである。

———原案のとおり了承

報告第50号 県立学校における日本語指導が必要な生徒等の受入れについて(教育指導課)

○多々納教育指導課長 8ページを御覧いただきたい。まず、日本語指導が必要な生徒の受入れを推進する必要があるということを伝えさせていただく。下行にあるとおり、年々対象となる生徒が増えてきている実態がある。中学校を卒業する生徒の高校進学希望者も増加傾向にある。そうしたことから、県立高校における受入れの拡大を図ることとした。2受入れ校の設定について、令和3年度入試から、宍道高校定時制普通科において、日本語指導が必要な生徒などが学びやすい学校環境を整備する。なお、入学定員については、9月1日に公表したとおりであり、日本語指導が必要な生徒などのために特別な定員枠を設けるものではない。

この学校選定理由については、5点挙げさせていただく。①午前部、午後部、夜間部があり、働きながら進学を希望するものが、柔軟に学ぶ時間を選択できる。②日本語指導が必要な児童生徒が多く居住している地域からの通学が可能な点。③少人数指導によるきめ細かな指導を受けられる点。④生徒自身が進路希望など考えて科目を選択し、自分の学習ペースに即した学習計画を立てることができる点。⑤基礎から応用に至る科目など多様な科目を開講している点。以上の理由をもって、宍道高校定時制普通科を受入れ校として設定したところである。

3受入れ校の環境整備については3点考えている。(1)、入学者選抜での特別措置についてである。従来から、帰国・外国人生徒等を対象とした特別措置は行っていた。※の後に書いているとおり、学力検査の検査教科の一部を減じること、受検時間の延長等であった。この措置に加え、令和3年度入学者選抜の段階から、帰国・外国人生徒等の学力検査における検査問題の漢字へのルビ振りについて、申請に基づいて行うことができることとする。(2)は、科目設定についてである。日本語を母語としない生徒が、日本社会になじみ、自らの力を十分に発揮できるようになるため、日本語の基礎を身に

つけるとともに、日本語の学習を通してその背景にある日本文化について理解できるよう、令和3年度から、新しい学校設定科目を2つ設けたいと考えている。1つ目、「日本語理解Ⅰ」である。学習に必要な日本語、基礎的な分野になるが、理解と習得を目指す。2つ目「日本語理解Ⅱ」になる。敬語や礼儀・マナーなどを含む日本の文化の習得を考えている。これらの科目によってスムーズに学習にあたることができ、また社会に出ていく際に有効な学習ができると考えている。(3)、指導体制の整備については、まだ案段階である。令和3年度当初予算編成を通じ、指導体制の強化を検討していくこととしている。今のところ3点あるが、1点目、日本語指導が必要な生徒の受入れのための教員加配。2点目、学校設定科目「日本語理解Ⅰ・Ⅱ」で専門指導を行っていただく特別非常勤講師の配置。3点目、主に生活指導等の面で母語ができる日本語指導員の配置を考えている。主に通訳とか、学習の補助などを考えている。こういった受入れ体制を整え、出雲市など中心に増加している日本語指導が必要な生徒などの、高校進学を支援してまいりたいと思っている。

○林委員 最後のところの(3)指導体制の整備(案)のところであるが、母語ができる日本語指導員の配置というのは、例えば日本語が堪能な外国人の方も採用ができるのか。それとも、外国語が堪能な方の日本人のみなのか、もう決めておられるなら、教えていただきたい。

○多々納教育指導課長 母語ができる日本語指導員の対象者であるが、今のところは、母語ができる日本人の方を考えてはいるところであるが、その人材については、広く考えていく必要も出てくると思う。生徒たちにとって支援ができる方を人選したいと考えている。あまり狭めずに考えていきたい。

○池田委員 日本語指導が必要な児童生徒が、令和2年度に中学3年生、何人おられて、今まで卒業された方で、定時制高校に通いたいと思われている子どもが受験した場合、定員を別に定めるものではないとなっているが、希望した子どもたちはできる体制がとれるのかどうか。また、(2)の「日本語理解Ⅰ・Ⅱ」の教科書というのが、設定されているか。

○多々納教育指導課長 1点目であるが、中学3年生の状況について、全県で申し上げると、令和2年度9月末現在であるが、25人と捉えている。

先に3点目であるが、「日本語理解Ⅰ・Ⅱ」という、学校設定科目についての教科書ということであるが、学校設定科目については、必ずしも文部科学省が示している教科

書を求めるものでないので、学校が独自に作り上げた教材であるとか、そういうものを集めた物で構わないということになっている。今、そちらについても、宍道高校の方で検討していただいているところである。概ね、見通しを持って設定はされていると承知している。2点目の質問は、中学校を卒業した過年度生については、実際はそういう希望があるので、受け入れていくことになると思っている。

○真田委員 日本語が必要な生徒の状況ということで、ほとんど多分出雲とか斐川にある工場で働いておられるポルトガル語のことであると思うが、その他中国語、韓国語、いろいろあると思うが、そのあたり、もし受検した場合、それなりの方を付けようという考えか。

○多々納教育指導課長 今のところ、ポルトガル語に特化して考えているものではなく、言語についても広く対応できるようなことを考えているものの、入学生の実態に沿った指導体制は作っていきたい。実際に、中国語を母語とされる方で入学された方がいらっしゃる。宍道高校にも、宍道高校以外にもいらっしゃるが、中国語と日本語は親和性が高く、なじみが早く、そこまで苦勞されていないという実績報告は受けている。そうは言っても、そうした日本語指導が必要な状況も出てくるであろうから、そうした多言語にも対応できるような体制について検討していかなくてはいけないと思っている。なお学校設定科目などで専門指導する特別非常勤講師については、仮にポルトガル語ができなくてはいけないわけではなくて、日本語指導を上手にしていだける、そういう方を念頭に置いて、人材配置を掛けていきたいと思っている。

○浦野委員 とてもいいことであると思う。今まで、教育を受けたくても、受け入れてもらえる学校がなかった子どもたちがたくさんいたので、こういうようにして、子どもたちを救ってくれるシステムというか、こういうことを県の教育委員会が行ってくれるというのはすごくいいことだと思う。是非、これからも増えるであろう外国人の子どもたちのために、力を尽くしていただきたいと思う。

○真田委員 入口のことが気にかかるのだが、例えば受検などで、別室受検などは、考えておられないか。誰かをつけるなど。漢字のルビ振りということがあるが、読めない方もたくさんおられると思う。自分の経験でいくと中国の方は漢字なので、先ほど言われたように、わりと分かりやすくよかったが、その他のところはなかなか読めないというのがあって、難しいところもある。そのあたりの配慮をお願いしたいと思う。もし何かお考えがあれば。

○多々納教育指導課長 入学者選抜の段階での御質問であると思う。入学者選抜においては、帰国・外国人生徒などに関する特別な措置という定めをしておき、その生徒の状況などを中学校関係者などと共有しながら、何が一番適切かというところで、定められた範囲の中で行っていくこととしている。状況をしっかり踏まえながら、できる限りの配慮はしていこうと思っている。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

協議第8号 学校の教職員に対する給与（勤勉手当及び昇給）に反映しうる人事評価制度（案）について（学校企画課）

———資料により協議

報告第51号 令和2年秋の叙勲内示について（総務課）

———原案のとおり了承

報告第52号 令和2年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

○錦織総務課長 11 ページを御覧いただきたい。この度、国から、教育者表彰の表彰者の決定があった。教育者表彰は、学校教育の振興に関し特に功績顕著な教育者を文部科学大臣が表彰する制度である。表彰対象者は、国立、公立及び私学の学校、大学、高等専門学校、現職の校長、園長、及び教員である。決定があった方は3名。資料にある松江市立母衣小学校長の中村次郎先生。大田市立第一中学校長の藤井伸治先生。県立松江清心養護学校長の浅野博行先生である。中村先生は校長として、ふるさと教育力に力を注ぎ、地域との連携を重視し、地域に誇りを持つ児童の育成に努められている。藤井先生は、校長として、地域や、保護者との連携を大切にし、地域に根差した学校経営に努めておられる。浅野先生は校長として、保護者や地域、関係機関と連携した学校経営を

推進され、特別支援教育の充実に努めておられる。なお、表彰式は 12 月 3 日に予定されているが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、変更となる可能性がある。また、現時点で報道解禁日が確定していない。

———原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 15時50分